

## みなかみ町店舗等改築等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業の円滑な事業承継及び町のにぎわいを創出し地域の活性化を図ることを目的として事業を行う者に対し、店舗等の改築等に係る費用の一部を予算の範囲内において補助金として交付するものとし、補助金の交付に関しては、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 町内において現に店舗として事業の用に供されているもの、過去に営利を目的とした事業の用に供されていた店舗であって、現在は事業の用に供されていないもの又は自宅等を店舗に改修し、事業の用に供するものをいう。
- (2) 改築等 店舗等の機能及び性能を維持又は向上させるための店舗等の改築、増築、修繕、改修、模様替え等を行うこと又は店舗等の敷地内に新たに店舗を建設することをいう。
- (3) 町内施工業者 町内に本社又は本店を有する事業者であって、店舗等の新築、改修、修繕、補修又は増築工事を業としている事業者とする。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て備えている者とする。

- (1) 個人又は登記簿上の本店又は支店の所在地が町内にある営利を目的とする法人で、次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 町内の店舗において、現に事業を営んでいること。
  - イ 町内の空き店舗において、事業を営もうとしていること。
  - ウ 自宅等を改修し、事業を営もうとしていること。
- (2) 5年以上継続して事業を営む見込みがある者
- (3) 町税等に滞納がない者
- (4) 当該工事について、他の補助制度等を受けないこと。

### (補助対象店舗等)

第4条 この要綱による補助金の対象となる店舗、空き店舗又は自宅等（以下「補助対象店舗等」という。）は、町内に存する店舗、空き店舗又は自宅等であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第28条の規定に基づき産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類による分類のうち、次の

いずれかの業種に係る事業の用に供する店舗又は当該事業の用に供する予定である空き店舗であること。

ア I一卸売業、小売業（小売業に係るもので中分類61を除く。）

イ M一宿泊業、飲食サービス業（宿泊業小分類750、752、753、759を除く。）

ウ N一生活関連サービス業（中分類80一娯楽業を除く。）

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に係る事業の用に供する店舗又はこれらの事業の用に供する予定である空き店舗でないこと。

（補助対象事業）

第5条 この要綱による補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が町内施工業者に発注する20万円以上の補助対象店舗等の改築等とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる改築等の工事に係る費用とする。ただし、改築等を伴わない製品の取替のみの工事は含まない。

- (1) 内装工事（天井、内壁床等の工事を含む。）
- (2) 外装工事（看板設置、扉等の工事を含む。）
- (3) 屋根工事
- (4) 外壁工事
- (5) 間仕切りの変更工事
- (6) 給排水設備工事
- (7) 電気工事
- (8) 空調設備工事
- (9) 附帯設備（キッチン、カウンター、照明等で、建物と一体となったものに限る。）の設置工事
- (10) その他町長が必要と認める工事

2 補助対象経費の対象外となる改築等に係る工事の経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 店舗等における住居との併用部分の改築等に係る経費
- (2) その他町長必要でないと認める経費

（補助金の額等）

第7条 この要綱による補助金の額及び交付回数は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の10%以内で50万円を限度とし、予算の範囲内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 交付回数は、同一事業者につき1回とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事着手前に、みなかみ町店舗等改築等補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し速やかに交付決定の可否を行い、みなかみ町店舗等改築等補助金交付決定通知書(様式第2号)又はみなかみ町店舗等改築等補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知する。

(変更)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が工事内容を大幅に変更しようとするときは、みなかみ町店舗等改築等補助金変更申請書(様式第4号)を提出し町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を認めるときは、みなかみ町店舗等改築等補助金変更承認通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときには、補助事業の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助事業者となったとき。
- (2) 補助事業の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

(事業の中止)

第12条 補助事業者は、交付決定を受けた事業を中止し、又は廃止しようとするときは、みなかみ町店舗等改築等補助金事業取下届(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 第8条に規定する補助金の交付決定を受けた者は、事業終了後、速やかにみなかみ町店舗等改築等補助金実績報告書(様式第7号)に必要書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、みなかみ町店舗等改築等補助金の額の確定について(様式第8号)により補助金の額の確定を行うものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかにみなかみ町店舗等改築等補助金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、第11条の規定により補助事業の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その返還を求めることができる。

(現地調査)

第18条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象となった改築等の工事について現地調査を行うことができる。

(委任)

第19条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（第8条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金交付申請書

年 月 日

みなかみ町長

申請者 住所  
氏名 印  
(法人)  
電話

年度、みなかみ町店舗等改築等補助金の交付を受けたいので、書類を添えて申請いたします。

記

店舗等名(仮称)		業 種	
店舗等の住所			
開業予定日	年 月 日	継続期間	5年間以上
事 業 内 容	(主な販売品目もしくはサービス内容)		
改 装 店 舗 等	<input type="checkbox"/> 営業中の店舗	<input type="checkbox"/> 空き店舗	<input type="checkbox"/> 自宅等
施 工 予 定 金 額 ( 見 積 額 )	円		
施 工 予 定 期 間	年 月 日	～	年 月

- 添付書類
- 1) 会社・法人の登記事項証明書（写し可）及び定款（任意団体の場合は規約）の写し、個人の場合は住民票（抄本）
  - 2) 事業に許認可等の取得が必要な場合は、許認可が確認できるもの又は取得が見込まれることを証するもの
  - 3) 土地建物登記簿謄本（事業所賃貸の場合は賃貸借契約書の写し）
  - 4) 完納証明書
  - 5) 工事見積書及び改装等の内容を確認することができる図面
  - 6) 改築等施工前の写真
  - 7) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金交付決定通知書

み店改補第 号

年 月 日

様

みなかみ町長

月 日付で申請のあったみなかみ町店舗等改築等補助金について、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

1. 交付決定額 円

2. 条件

- (1)事業終了後、速やかにみなかみ町店舗等改築等補助金実績報告書（様式第7号）により、必要書類を添えて提出すること。
- (2)補助事業の目的に反するときは、補助金等の一部又は全部の返還を命ずることがある。
- (3)町長又はその委任を受けた者の調査若しくは監査に応ずべきこと。

様式第3号（第9条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

みなかみ町長

月 日付で申請のあったみなかみ町店舗等改築等補助金について、下記の理由により交付することができませんので、通知いたします。

記

（不交付理由）

様式第4号（第10条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金変更申請書

年 月 日

みなかみ町長                      あて

申請者    住所  
            氏名                      印  
            (法人)  
            電話

月            日付け(み店改補第    号)で交付決定のあったみなかみ町店舗等改築等補助金について、事業内容を下記のとおり変更したいので、必要書類を添えて申請いたします。

記

1. 変更の内容

2. 変更の理由

3. 添付書類

変更後の見積書

変更後の賃貸借契約書

様式第5号（第10条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金変更承認通知書

年 月 日

様

みなかみ町長

月 日付で変更申請のあったみなかみ町店舗等改築等補助金について、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

変更交付決定額

円

様式第6号(第12条関係)

みなかみ町店舗等改築等補助金事業取下届

年 月 日

みなかみ町長

申請者 住所  
氏名  
(法人)  
電話

印

月 日付け(み店改補第 号)で交付決定を受けたみなかみ町店舗等改築等補助金について、下記の理由により取り下げます。

記

中止の理由

様式第7号（第13条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金実績報告書

年 月 日

みなかみ町長

申請者 住所  
氏名 印  
(法人)  
電話

月 日付け(み店改築第 号)で交付決定を受けたみなかみ町店舗等改築等補助金の実績について、補助事業が完了したので下記のとおり報告します。

記

1. 施工金額
2. 補助金交付決定額
3. 事業完了年月日
4. 添付書類  
補助対象経費の領収書の写し  
改築後完成写真  
その他町長が必要と認めるもの

様式第8号（第14条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金確定通知書

年 月 日

様

みなかみ町長

月 日付で実績報告のあったみなかみ町店舗等改築等補助金について、  
下記のとおり確定しましたので、通知いたします。

記

補助金確定額 円

様式第9号（第15条関係）

みなかみ町店舗等改築等補助金交付請求書

年 月 日

みなかみ町長

あて

申請者 住所  
氏名  
(法人)  
電話

印

月 日付け(み店改補第 号)で交付決定を受けたみなかみ町店舗等改築等補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額								円
------	--	--	--	--	--	--	--	---

【補助金振込先】

振 込 先	金融機関名		支店名	
	口座種別		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

様式第1号（第8条関係）

（令2告示32・一部改正）

様式第2号（第9条関係）

（令2告示32・一部改正）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第10条関係）

（令2告示32・一部改正）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第12条関係）

（令2告示32・一部改正）

様式第7号（第13条関係）

（令2告示32・一部改正）

様式第8号（第14条関係）

様式第9号（第15条関係）

（令2告示32・一部改正）